

2023年5月11日

各位

預金等共通規定、普通預金規定、総合口座取引規定、および貯蓄預金規定の改定について

平素は福邦銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

通帳発行手数料の新設にともない「普通預金規定」、「総合口座取引規定」、「貯蓄預金規定」を改定するとともに、規定の変更について明確化を図るため「預金等共通規定」を改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用いたします。

1. 規定改定日

2023年5月17日（水）

2. 改定後の規定

[預金等共通規定](#)

[普通預金規定](#)

[総合口座取引規定](#)

[貯蓄預金規定](#)

預金等共通規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

(1) この預金口座は、預金口座の名義人（預金口座名義人が法人の場合には、当該法人の役員等も含む）が本条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

(2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E その他 A から D に準ずる行為

2. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳または証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通帳または証書や印章を失った場合の預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳や証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

3. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. (譲渡、質入れの制限)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

5. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間その他の必要な事項を当行に届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が経過した場合、当行は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 本条第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
 - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金または振込による入出金取引
 - ② 外国送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般
 - ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。
- (6) 預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡の届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできない場合があります。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

6. (預金保険制度の対象について)

この預金は預金保険制度の対象となります。

7. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、(定期預金・通知預金においては満期日が未到来であっても)、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため若しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序・方法を指定の上、預金証書はお届出印を押印して(または当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳あるいは預金証書とともに)直ちに当行へ提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、先ず預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号による充当の指定がない場合には、当行の指定する順序・方法により、充当いたします。
 - ③第①号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、充当の順序・方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息計算については、その期間を、相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を、相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別途定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
また、預金者の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときも、同様にその旨を書面により直ちに銀行に届け出るものとします。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

- (5) 前4項の届け出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律)

この預金について10年を超えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条第6項の休眠預金等に該当するものとして、この預金にかかる資金は、同法第7条にもとづき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、「休眠預金等活用法に関する規定」が適用されます。

10. (未利用口座管理手数料)

- (1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預け入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料(以下「管理手数料」という。)以外の払戻等、所定のご利用がない場合には、この預金口座を未利用口座とし、当行が定める管理手数料をお支払いいただきます。
- (2) 当行は管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。
- (3) 未利用口座の預金残高が管理手数料に満たない場合、当行は当該預金残高全額を引落とし、管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 管理手数料の引落しは、第5条第2項または普通預金規定第7条第2項第6号、普通預金規定第7条第3項、貯蓄預金規定第8条第3項の預金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 引落としとなった管理手数料についてはご返却いたしません。また、第3項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。
- (6) 前5項は2021年4月1日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。

11. (規定の変更)

預金規定等に定める各規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、当行ウェブサイトへの掲載または店頭掲示による公表その他相当の方法で周知します。

以上

普通預金規定（決済用普通預金を含む）

1.（取扱店の範囲）

この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

ただし、当店以外での払戻しは当行所定の印鑑登録を行っている場合にかぎり、この預金を当店以外の店舗で払戻す場合には1回300万円を限度とします。

2.（証券類の受入れ）

- (1) この預金口座は、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立てのためとくに費用を要する場合は、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3.（振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4.（受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5.（預金の払戻し）

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行本支店に申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものにかぎりです。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった住所・氏名にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が預金等共通規定第4条第1項に違反した場合
 - ③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④法令で定める本人確認等における確認事項、または預金等共通規定第5条（取引の制限等）第1項もしくは第3項の定めにもとづく預金者からの回答、届出または提出された資料が偽りである場合
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥預金等共通規定第5条（取引の制限等）第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事務が1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑦第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を越えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様とします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

8. (通知等)

届出のあった住所・氏名にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

9. (決済用普通預金の特約)

- (1) 決済用普通預金特約を申し込まれた普通預金につきましては、第6条および別途申込をいただいた各サービス規定における利息にかかる規定にかかわらず、利息はつけないものとします。

なお、利息にかかる規定以外につきましては、普通預金規定および各サービス規定により取扱います。

- (2) この普通預金を決済用普通預金に変更するにあたり未払いの普通預金利息がある場合は、第6条によらず取扱変更時に利息を精算し普通預金に組入れます。総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息については決済用普通預金への取扱変更時には精算しません。

10. (通帳発行手数料)

- (1) 当行が定める条件に該当する預金口座について、口座開設時に通帳を発行する場合、または通帳を繰越する場合、当行が定める通帳発行手数料をいただきます。
- (2) 当行は通帳発行手数料を、当該預金口座から払戻請求書によらず口座振替により引落しできるものとします。
- (3) お支払いいただいた通帳発行手数料については、ご返却いたしません。
- (4) 前3項は、2023年5月17日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。
- (5) 第1項に定める条件および通帳発行手数料は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、当行ウェブサイトへの掲載または店頭掲示による公表その他相当の方法で周知します。

以 上

総合口座取引規定（決済用普通預金を含む）

1.（総合口座取引）

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
- ①普通預金
 - ②期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金および据置型定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
 - ③第2号の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) この取引においては、普通預金と定期預金の届出印を同一とします。ATM（現金自動預入支払機）での定期預金預入れの場合、定期預金お届け印への押印は不要とします。
- (3) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (4) この規定において普通預金には、第5条第1項を除き、利息をつけない決済用普通預金を含みます。
- (5) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2.（取扱店の範囲）

- (1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。ただし、当店以外での払戻しは当行所定の印鑑登録を行っている場合に限りです。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、変動金利定期預金および据置型定期預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。）自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金のお預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。ただし、ATM（現金自動預入支払機）での定期預金預入れについては、当行本支店のどこの店舗でも取扱います。

3.（定期預金の自動継続）

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金および据置型定期預金は、通帳記載の最長預入期限に期日指定定期預金および据置型定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金および据置型定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

4.（預金の払戻し等）

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額（当座貸

越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金(決済用普通預金を除きます。)の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払の請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます。)または300万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3) ①貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
②前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうち普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
 - B 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

D 変動金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

E 据置型定期預金を貸越金の担保とする場合

その据置型定期預金ごとにその最長預入期限まで預入した場合に適用される利率に年0.5%を加えた利率

②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 定期預金を貸越金の担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。

(3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

9. (即時支払)

(1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。

①支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき

②相続の開始があったとき

③第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき

④住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

①当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

10. (解約等)

(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行本支店に申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものにかぎります。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。

(2) 前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

11. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。

①この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。

また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻

し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

1 2. (決済用普通預金の特約)

- (1) 決済用普通預金特約を申込いただいた総合口座普通預金につきましては、第5条および別途申込をいただいた各サービス規定における利息にかかる規定にかかわらず、利息はつけないものとします。なお、利息にかかる規定以外につきましては、総合口座取引規定、普通預金規定および各サービス規定により取扱います。
- (2) 普通預金を決済用普通預金に変更するにあたり未払いの普通預金利息がある場合は、第5条によらず取扱変更時に利息を精算し普通預金に組入れます。総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息については決済用普通預金への取扱変更時には精算しません。

1 3. (通帳発行手数料)

- (1) 当行が定める条件に該当する預金口座について、口座開設時に通帳を発行する場合、または通帳を繰越する場合、当行が定める通帳発行手数料をいただきます。
- (2) 当行は通帳発行手数料を、この預金の普通預金口座から払戻請求書によらず口座振替により引落しできるものとします。
- (3) お支払いいただいた通帳発行手数料については、ご返却いたしません。
- (4) 前3項は、2023年5月17日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。
- (5) 第1項に定める条件および通帳発行手数料は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、当行ウェブサイトへの掲載または店頭掲示による公表その他相当の方法で周知します。

以 上

貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは当行所定の印鑑登録を行っている場合にかぎります。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に表示します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

6. (自動支払等)

この預金からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除き

ます。以下同じです。) 1,000円以上について付利単位を1円として、最終残高の階層に応じた店頭表示の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当行所定の日に、この預金に組入れま

す。

8. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行本支店に申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものにかぎりま
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった住所・氏名にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が預金等共通規定第4条第1項に違反した場合
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様とします。
- (4) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

9. (通知等)

届出のあった住所・氏名にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

10. (通帳発行手数料)

- (1) 当行が定める条件に該当する預金口座について、口座開設時に通帳を発行する場合、または通帳を繰越する場合、当行が定める通帳発行手数料をいただきます。
- (2) 当行は通帳発行手数料を、当該預金口座から払戻請求書によらず口座振替により引落しできるものとします。
- (3) お支払いいただいた通帳発行手数料については、ご返却いたしません。
- (4) 前3項は、2023年5月17日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。
- (5) 第1項に定める条件および通帳発行手数料は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、当行ウェブサイトへの掲載または店頭掲示による公表その他相当の方法で周知します。

以 上